

各 位



平成18年5月24日

会社名 豊和工業株式会社  
代表者 取締役社長 野崎東太郎  
(コード番号 6203 東証・名証第1部)  
問合せ先 常務取締役総務部門長 坂野和秀  
(TEL 052-408-1001)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月28日開催予定の第168期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 株主の皆様への公告の周知性向上および公告手続きの合理化を図るため、公告の方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を変更案第5条に定めるものであります。
- (2) 平成18年5月1日に、「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が施行されたことに伴い、会社法上の用語との整合性の確保、および定款にその定めがあるものとみなされる事項について明確化するものであります。
- (3) 会社法が施行され、定款による自治が拡大されたことに伴い、次のとおり規定を新設するものであります。

単元未満株式についての権利を明確に規定することが認められたことに伴い、変更案第10条を新設するものであります。

株主総会の招集地に関する規制が廃止されたことに伴い、招集地を明確にするため、変更案第15条を新設するものであります。

株主総会の招集に際し、株主の皆様の実便性を高めるために、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能にするため、変更案第18条を新設するものであります。

必要が生じた場合に取締役会を開催せずに、書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第27条を新設するものであります。

補欠監査役の予選の効力を有する期間を定めることが可能となったことに伴い、変更案第33条を新設するものであります。なお、附則により平成20年6月開催の定時株主総会において選任された補欠監査役からの効力とし、それ以前に選任の補欠監査役の効力は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとするものであります。また、附則につきましては、平成20年6月開催の定時株主総会終結後、定款から削除することといたします。

なお、本規定の新設に関しましては、監査役会の同意を得ております。

社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にする旨の規定を、変更案第38条第2項に新設するものであります。

会計監査人が新たに株主代表訴訟の対象にされたことから、取締役および監査役とのバランスを考慮し、取締役および監査役と同様に、法令の定める範囲内で責任を軽減できる旨の規定を、変更案第6章第39条に新設するものであります。

- (4) 上記変更に伴い、条数の変更、表現形式の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日 程

- |     |                 |                 |
|-----|-----------------|-----------------|
| (1) | 定款変更のための株主総会開催日 | 平成18年6月28日(水曜日) |
| (2) | 定款変更の効力発効日      | 平成18年6月28日(水曜日) |

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は名古屋市において発行される中日新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社が発行する株式の総数は4億株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、中日新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4億株とする。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>

(新 設)

(単元未満株式の買増し)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(株券の種類 株式の取扱)

第 9 条 株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事項については取締役会の定める株式取扱規程による。

(名義書換代理人)

第 10 条 当社は株式について名義書換代理人を置く。  
名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。  
当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(単元未満株式についての権利)

第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 11 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 13 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  
当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

<p>(基準日)</p> <p>第11条 <u>当社は毎年3月末日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>— <u>前項のほか、その他必要ある場合は、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録質権者とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 <u>定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 <u>株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集地)</p> <p>第15条 <u>当社は、愛知県において株主総会を招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第16条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第17条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
---	--

(決議方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は当会社の議決権ある他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には株主または代理人は当会社に届出ある印鑑を押捺した委任状を総会ごとに提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の定員)

第16条 当会社の取締役は12名以内とする。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、就任後、2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は累積投票によらない。

(代表取締役および役付取締役)

第19条 代表取締役は取締役会の決議をもって定める。

取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には株主または代理人は当会社に、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の定員)

第21条 (現行どおり)

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役の選任)

第23条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。

(現行どおり)

(代表取締役および役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。

<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第20条 <u>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。取締役会長、取締役社長ともに事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>— <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第21条 <u>取締役会の決議により相談役または顧問をおくことができる。相談役は取締役会に出席して意見を述べ、顧問は業務に関する諮問に応ずる。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第22条 <u>取締役の報酬は株主総会で定める。相談役および顧問の報酬は取締役会で定める。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>— <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下報酬等という)は、株主総会の決議によって定める。相談役および顧問の報酬は取締役会の決議によって定める。</u></p>
---	--

(取締役の責任免除)

第23条 当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役の定員)

第24条 当社の監査役は4名以内とする。

(監査役の任期)

第25条 監査役の任期は、就任後、4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(新 設)

(監査役の選任)

第26条 監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤監査役)

第27条 監査役はその互選により常勤監査役を1名以上置かなければならない。

(監査役会の招集)

第28条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

(新 設)

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役の定員)

第31条 (現行どおり)

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の予選の効力)

第33条 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の選任)

第34条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 (現行どおり)

— 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(報酬)

第29条 監査役の報酬は株主総会で定める。

(監査役の責任免除)

第30条 当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。

(新設)

(新設)

## 第6章 計 算

(営業年度)

第31条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日に決算を行う。

(利益配当金)

第32条 利益配当金は毎営業年度末日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

— 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、480万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 会計監査人の責任

(会計監査人の責任免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

<p>(中間配当金)</p> <p>第33条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定に基づく金銭の分配(以下中間配当という)</u>を行うことができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第34条 <u>利益配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(中間配当の基準日)</p> <p>第42条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>附 則 <u>第33条については、平成20年6月開催の定時株主総会により選任の補欠監査役より効力を生じるものとし、それ以前に選任の補欠監査役については、その予選の効力は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。なお、本附則は、平成20年6月開催の定時株主総会終結後、これを削除する。</u></p>
---	---

以 上